

平成23年3月16日
消食表第112号

各 都道府県
政令市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

消費者庁食品表示課長
(公印省略)

東北地方太平洋沖地震を受けた食品衛生法に基づく
表示基準の運用について

食品衛生法（昭和22年法律第233号）においては、販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。）の用に供する食品について、公衆衛生上必要な情報の正確な伝達の見地から、表示義務を課しているところであり、震災地域で販売・授与される食品についても、公衆衛生を確保すべきことに違いはない。

一方で、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により未曾有の被害が生じ、被災地への食料の円滑な供給が最重要課題となっていることから、食品の販売・授与の態様や現場の衛生状態等を総合的に勘案し、公衆衛生が十分に確保されると判断される場合には、震災地域で販売・授与される食品については、必ずしも義務表示事項のすべてが表示されていなくとも、当分の間、取締りを行わなくても差し支えないこととするので、適切な対応方よろしく願います。